

福岡県医発第 295 号（総）
平成 17 年 5 月 6 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



日本医師会生涯教育制度と日本整形外科学会専門医制度との単位互換について
互換内容変更のお知らせ

平素より生涯教育推進のため種々ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会生涯教育制度と日本整形外科学会専門医制度との単位互換につきましては、日本医師会生涯教育講座受講を同学会認定医（現在は専門医）資格継続単位とする内容の単位互換が成立しておりますが、この度、別紙 1 の文書の通り、本年 3 月末日をもって互換のための事務手続き等が廃止されたとの通知がございました。

互換単位数については、平成 17 年 3 月 25 日付福岡県医発第 2324 号（学）文書にてお送りした「平成 17 年度の生涯教育制度について」に記載されている内容の通りで、変更はございません。

ご参考までに新旧対照表（別紙 2）を添付しましたので、ご参照ください。

本件について、貴会会員に周知していただきますよう、貴職の特段のご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

(生 6)

平成17年4月20日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事

橋本 信也



日本医師会生涯教育制度と日本整形外科学会専門医制度との単位互換について
互換内容の変更のお知らせ

時下ますますご清祥のことと存じます。

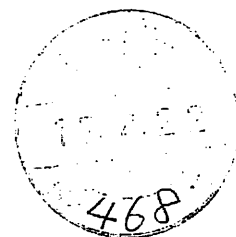
生涯教育制度の推進につきましては、平素より貴職のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会生涯教育制度と日本整形外科学会専門医制度との単位互換につきましては、平成8年2月22日付文書にて、日本医師会生涯教育講座受講を同学会認定医（現在は専門医）資格継続単位とする内容の単位互換が成立しておりますが、この度、別紙1の文書の通り、本年3月末日をもって互換のための事務手続き等が廃止されたとの通知がございました。

互換単位数については、平成17年3月18日付日医発第1230号（生75）文書にてお送りした「平成17年度生涯教育制度実施要項」に記載されている内容の通りで、変更はございません。

ご参考までに新旧対照表（別紙2）、ならびに「日本整形外科学会専門医制度規則」を添付しましたので、ご参照ください。

本件について、貴会会員に対し、周知していただきますよう、貴職の特段のご配慮をお願いいたします。





平成17年3月31日

日本医師会長
植松治雄 殿

社団法人日本整形外科学会

理事長 山本博



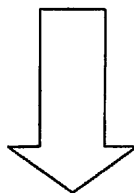
平成8年2月22日にお知らせした事務手続きならびに「日本整形外科学会認定医資格継続自己申告単位研修会申請書」（日本医師会生涯教育講座）は平成17年3月末日をもって廃止いたしましたのでお知らせします。

日本医師会生涯教育講座受講単位と日本整形外科学会専門医資格継続（更新）単位との互換について

（旧） 「17 年度日本医師会生涯教育制度実施要項」に記載した内容です。

認定更新に必要な単位数	5 年間に 50 単位
単位互換の内容	都道府県医師会主催の研修会（事前に同学会の自己申告単位研修会 ^注 として指定された講座）：1 回 1 単位
互換できる単位の割合	1 年間で 1 単位まで取得可能。[取得率 (5/50)=10%]
単位取得の証明	参加証

注：医師会主催の研修会は、整形外科学会専門医資格継続のための「自己申告単位研修会認定申請書」を整形外科学会事務局から取り寄せ、指定を申受ける手続きが必要。開催 4 ヶ月以上前申請を厳守のこと。



（新）

認定更新に必要な単位数	5 年間に 50 単位
単位互換の内容	日本医師会生涯教育講座（＝都道府県医師会主催の研修会）受講は 1 年間に 1 単位。特に整形外科の内容の講座とは限らない。更新者は原則として、その講座が行われた翌年度の、学会の地区ならびに中央委員会に申告すること。 ^注
互換できる単位の割合	1 年間で 1 単位まで取得可能。[取得率 (5/50)=10%]
単位取得の証明	参加証

注：日本整形外科学会専門医制度規則の（専門医の資格継続）第 12 条 3（4）③ による。